

防災公園基本設計業務委託

特記仕様書

河南町政策総務部まちづくり秘書課

業 務 名： 防災公園基本設計業務

履行期間： 契約締結日～令和 9 年 3 月 12 日

1. 適 用

- 1) 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるもののほか、「測量、調査作業及び業務委託等必携(最新版)」、公共測量作業規定及び同運用基準によるものとする。
- 2) 「測量、調査作業及び業務委託等必携(最新版)」は、大阪府都市整備部ホームページ(以下 URL 参照)に記載している。
https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/giken/gyoumu_hikkei.html
- 3) 本業務が適用する主な積算基準書は、以下のとおりである。
 - ・令和7年度 設計業務等標準積算基準書(発行：一般財団法人経済調査会)
 - ・ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドライン(一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会)

2. 仕様書等の優先順位

本業務に関する仕様書等の優先順位は、次のとおりである。

- ① 設計書
- ② 特記仕様書
- ③ 共通仕様書(大阪府都市整備部 測量、調査作業及び業務委託等必携)

3. 業務場所

河南町大字白木地内(位置図・詳細位置図のとおり)

4. 総 則

1) 業務の目的

本町では、町役場を中心として、生活利便性の向上や安全・安心な暮らしを実現するため、役割を終えた公共施設跡地の再編整備を進めている。

本業務は、「町中心地区再編整備基本構想」に基づき、公共施設の解体撤去跡地に整備する防災公園(面積約 1,800 平方メートル)について、災害時には避難・応急活動の拠点として、平常時には住民が利用できる公共空間として機能する公園の基本設計を行うことを目的とする。

2) 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

・中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

・秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

3) 提出書類

受注者は、業務の着手完了に当たって、別紙「主要提出書類一覧表」に記載されている書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

4) 貸与資料

貸与資料は次のとおりとする。

- ・町中心地区再編整備基本構想(令和5年度策定)
- ・令和5年度 町中心地区再整備測量業務委託 成果品
- ・令和6年度 交通連結拠点整備に伴う交通広場詳細設計委託 成果品
- ・交通連結拠点整備に伴う交通広場実施設計委託 関連資料(作成中)
- ・令和8年度 防災公園整備に伴う境界確定測量業務委託 関連資料(作成中)
- ・河南町地域防災計画、第2期河南町国土強靱化地域計画
- ・その他監督職員が必要と認める資料

5) 配置技術者

受注者は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

管理技術者及び照査技術者に対する要件は、下記に示す資格のいずれかを有する技術者とする。
(資格要件)

- ・技術士(建設部門「造園」又は「都市及び地方計画」)
- ・RCCM(造園部門又は都市計画及び地方計画部門)

なお、管理技術者と照査技術者の兼任は認めない。

6) 照査の実施

本業務は照査技術者により照査を行うものとする。照査技術者は、照査計画を業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

照査技術者は設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において署名押印の上監督職員に提出しなければならない。

7) 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

8) 成果品の審査

- ・受注者は、業務完了時に本町の成果品審査を受けなければならない。
- ・成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- ・業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

9) 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、本町の検査員の検査合格後、引渡しするものとする。

10) 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等の協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

11) 関連業務との連携・整合

本業務の対象地に隣接して、令和8年度に「交通連結拠点整備に伴う交通広場実施設計委託」を別途実施している。受注者は、監督職員から提供する当該実施設計の成果品及び関連資料に基づき、動線計画、施設配置、排水計画等について当該実施設計の内容と整合を図った基本設計を作成しなければならない。

12) 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

13) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項については、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本町、受注者協議の上これを定める。

5. 設計内容

・防災公園基本設計 1箇所(面積約 1,800m²)

町中心地区については、上位計画であるまちづくり計画及び都市計画マスタープランの中で、公共施設の再編整備を進めた上で地域公共交通の拠点整備を行い、利便性を上げて賑わいのある公共の場としての形成を行うこととしている。本業務では、町中心地区再編整備基本構想及び隣接する交通広場の設計内容を踏まえ、次の各項目を実施する。

(1) 与条件の確認および調査

上位・関連計画(町中心地区再編整備基本構想、河南町地域防災計画、国土強靱化地域計画等)、貸与資料及び現地踏査により、設計と条件(敷地条件、インフラ状況、周辺整備計画等)を確認・整理する。特に、隣接する交通広場の設計内容(令和 8 年度実施設計)との関係、並びに周辺で予定されている水道管布設替え工事等の関連事業をコントロールポイントとして整理すること。

(2) 諸施設の検討および選定(防災公園施設計画内容の検討)

防災公園として必要な施設の計画内容を検討し、施設配置・規模等の異なる複数の計画案を3案以上作成のうえ、比較検討を行い、監督職員との協議を経て最終的な整備案を選定する。検討にあたっては、地域防災計画及び国土強靱化地域計画を踏まえ、次の設計条件によること。

- ・災害時に自衛隊等の応急活動部隊の駐車・活動スペースとして利用できる広場空間を確保すること。
- ・トイレは避難時に必要最低限の規模で設置すること。
- ・待合所その他これに類する建築物は設置しない。
- ・平常時の住民利用(多目的広場等)と災害時機能の両立を図ること。
- ・防災公園として必要な防災施設及び防災機能について、導入可能性、維持管理及び事業費を踏まえた比較検討を行うこと。
- ・施工計画について検討すること。

(3) 基本設計図の作成

選定された整備案に基づき、基本設計図(配置計画平面図 S=1/250 程度)を作成する。

(4) 概算工事費の算出

基本設計図に基づいて、防災公園整備に係る概算工事費の算出を行う。

(5) 基本設計説明書の作成

設計方針、各種検討の経緯とその結果、比較検討の内容、概算工事費、今後の整理事項等を取りまとめた基本設計説明書を作成する。

(6) 照 査

4. 総則6)に定めるところにより実施する。

(7)設計協議

設計協議は、業務着手時、中間【2回】、成果品納品時とする。

- ①業務着手時：業務計画書をもとに、調査方法、設計内容等の打合せを行い、併せて既存資料等の貸与を行う。
- ②中間【2回】：各種方針決定前を予定しており、適切な時期に打合せができるように業務工程を作成し、打合せ時期の予定を立てておくこと。また、必要に応じ監督職員の指示により打合せを行うことも想定しておくこと。
- ③納品：成果品が完成した時点で納品打合せを行う。

6. 成果品

提出すべき測量設計成果品の規格、紙質、製本については正副2部で、次のとおりとし相当厚のA4チューブファイルに綴じて提出すること。(CD-R等の電子媒体含む)

	成果品	規 格	紙質及び部数	製 本	備 考
①	基本設計説明書	A4版	上質紙1部	左綴じ	比較検討資料を含む
②	基本設計図	A3版	上質紙 1 部	左綴じ	配置計画平面図等
③	概算工事費算出書	A4版	上質紙1部	左綴じ	
④	打合せ記録簿・照査報告書	A4版	上質紙 1 部	左綴じ	
⑤	CD-R		1部		①～⑤の電子データ ファイル形式は監督職員と協議

上記のほか、現場用図面として上質紙A3版二折りを製本し、1部提出する。

7. 業務カルテ作成・登録

受注者は契約金額が 1,000 千円(消費税を含む)以上の案件について、共通仕様書第 111 条第 3 項により業務カルテを作成・提出しなければならない。